

2010年3月1日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15樓62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



閉鎖を命じられた場合の既に享受
した税制優遇の返還について

2010年2月12日付で、《国家税務総局：政府が外商投資の企業所得税優遇政策を停止することの処理問題に関する批復》¹が公布されました。これにより、国家発展計画調整（都市建設計画等を含む）のために閉鎖を命じられ、そして清算する外商投資企業が、結果として今まで享受していた税収優遇の条件に合致しなくなることに伴う処理を明確にしております。

1. 減免を受けた企業所得税の返還

現行の《企業所得税法》²が施行されるまで、《外商投資企業及び外国企業所得税法》³により生産型企業に対する税制優遇制度（2免3減等）がありましたが、これは一定の経営期間⁴（一般的な生産型企業では10年以上）であることを要求されていました。本通知において、経営期間がこの年限に達しない場合は、減免を受けた企業所得税税額につき追加納付しなければならないと定められております。

2. 控除を受けた国産設備購入による企業所得税の返還

¹ 国税函[2010]69号

² 中華人民共和国主席令第63号

³ 中華人民共和国主席令（第四十五号）。既に廃止。

⁴ ここでいう経営期間とは、外商投資企業が生産・経営（試験生産、試験営業を含む）を開始した日から生産・経営を終了した日までの期間を指します。

以前は《財政部 国家税務総局：外商投資企業及び外国企業が国産設備を購投資した際の企業所得税控除の関連問題に関する通知》⁵の関連規定により購入した国産設備投資の 40%を前年比増加した企業所得税の金額より控除できるという制度がありましたが、その設備が購入設置日より 5 年以内にリース、譲渡された場合、リース・譲渡時に当該購入設備について既に控除した企業所得税税額を追納しなければなりません。

3. 再投資税額還付の返還

以前は、《外商投資企業及び外国企業所得税法》により再投資税額還付の制度がありましたが、その経営期間が 5 年以上であることが要求されております。そのため、既にその再投資部分の納付済所得税の 40%に相当する税額の還付を受けているような場合で、再投資が 5 年に満たないで撤退する場合、既に還付された税額を返還する必要があります。

いずれのケースにおいても条件が合致しなくなるにより優遇を享受した税額を返還しなければならないという点で共通しており、また理解できるものであります。しかしながら、本通知が対象にしているのは「国家発展計画調整（都市建設計画等を含む）のために閉鎖を命じられ、そして清算する外商投資企業」であり、自主的ではなく受身的に閉鎖・生産させられるケースまでもが対象とされている点が目を引くところであるといえます。

税務局にヒアリングした内容を以下に整理します。1（減免を受けた企業所得税の返還）のケースについて見ますと、《外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則》⁶により「その実際の経営期間が規定の年限に達しない場合は、自然災害や予測し得ない事故によって重大な損失が発生した場合」を除くとされておりますが、閉鎖を命じられるケースはこれに該当しないということです。繰り返しになりますが、自主的ではなく受身的な閉鎖でも該当するというのは非常に厳しい見解といえるでしょう。また、2（控除を受けた国産設備購入による企業所得税の返還）及び3（再投資税額還付の返還）についてはそもそも前述の自然災害等のケースを除くというようなルールもないため、閉鎖を命じられるか否かを問わず全てが本通知のとおり追納あるいは返還をする必要があるとの見解です。本批復は江蘇省国家税務局からの質問に対する回答ですが、質問自体は1を対象にしたものであり、2と3は付随して回答したことのようです。

以 上

⁵ 財税字[2000]049号。既に停止済み。

⁶ 中華人民共和国国务院令 85号

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。